

サービスの種類及び内容は、求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス。

サービスの手数料額は、成功報酬

①期間の定めのない雇用契約の紹介の場合、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%

②期間の定めのある雇用契約の紹介の場合、当該求職者の就職後雇用契約期間中（雇用契約期間が 1 年を超える場合は、最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%

手数料負担者は、求人者とします。